

学校のきまりは集団生活の秩序を守り、一部の生徒ではなく、すべての生徒が学校生活を楽しく、有意義にするためのものです。上野幌中学校の生徒として自律し、TPOをわきまえた生活を送りましょう。 ※ TPO とは、「時と場所、場合に応じた方法・態度・服装等の使い分け」のこと。

【服装・みだしなみに関すること】

I 服装について

(1) 標準服（上野幌中学校指定のもの）

①服装は、次のものを標準とする。

- (A) プレザー、スラックス
- (B) プレザー、ベスト、スカート
- (C) プレザー、ベスト、スラックス

②プレザー、ベストの下に着用するものは、白ワイシャツまたは白ブラウス（丸襟）とする。また、指定のネクタイ、リボンはTPOに応じてつける。

③スカートの長さは、ひざが隠れる長さとする。

④ズボンのベルトはきちんと着用する。派手ではないものが望ましい。

(2) ソックス、ストッキング、タイツの色は、派手ではないものが望ましい。

(3) 夏の服装（プレザーを着ないとき）

①夏服着用期間は特に設定しないが、札幌市のクールビズ期間（5月10日～10月10日）を目安とする。季節や天候、自分の体調を考え服装の調節をする。

②白のワイシャツまたは白のブラウス（長袖、半袖のいずれでもよい）を着用する。

③ベストは着用してもしなくてもよい。

(4) 冬の服装

①オーバー・コート類については、防寒に適したものを着用する。

②スカートの下にウインドブレーカーなどをはかない。寒いときにはタイツ、ストッキングで対応する。

③セーター・カーディガンの着用はしない。

(5) ジャージ登校

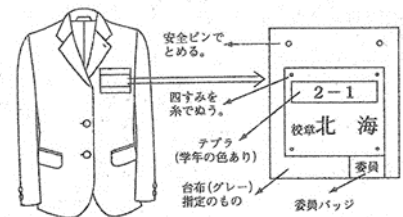
①体育が1時間目にある学級はジャージ登校をし、2時間目以降は、標準服に着替えて生活する。

②ジャージ登校をする日で、気温が高い場合は、Tシャツ、ハーフパンツで登下校してもよい。札幌市のクールビズ期間（5月10日～10月10日）を目安とする。

II 名札・学級章（シール）・委員バッジについて

(1) 学校指定のものを定められた場所につける。校外ではつけてなくてもよい。

(2) 紛失などの場合は、先生に申し出る。



III 髪型について

(1) 髪は、学習や活動の妨げにならない、さっぱりとした清潔感のあるものとする。奇異な髪型にしたり、整髪料などはつけたりしない。

(2) 前髪は目にかからないようにする。

(3) 学校生活に必要なない装飾はしない。ピンを使用する場合は飾りのない目立たないものとする。

(4) 髪が肩にふれるものは、TPOに応じて編むかまとめてしばる。髪のコムの色は目立たないものとする。

IV カバンについて

(1) 学習道具を入れるのに適したものを使用する。

(2) 登下校、教室内の保管に支障のないものとする。

(3) カバンにはぬいぐるみなどの不要物をつけない。キーホルダーは目印としてつけるものとする。

(4) カバンに落書きをしない。

V 靴について

- (1) 上靴については、学校指定のものとする。
- (2) 靴は玄関の指定された靴箱に入れる。靴は靴箱に入る大きさが望ましい。
- (3) 冬の靴は防寒に適し、動きやすいものとする。

VI 異装について

- (1) 事情により、異装をしなければならない場合は、諸届カードに記載の上、学級担任の先生に届ける。

【登校・下校に関すること】

- (1) 特別の事情のない限り通学は徒歩とする。事情のある場合は許可が必要である。
- (2) 交通道德を守り、通学路を通る。
- (3) 登下校に際しては必ず校門を通り、駐車場、グラウンドは危険なので通らないこと。
- (4) 登下校途中での買い食いはしない。
- (5) 一般生徒の登校時間は、8時00分～8時25分とする。8時25分までには着席し、朝読書が始められるように、ゆとりを持って登校する。
- (6) 学級活動、委員会活動は16時40分までに活動を終了し、16時45分には玄関を出ていること。学級活動、委員会活動をしている部活動の生徒は、16時45分には部活動ができるようにすること。
- (7) 特別に許可された場合を除き、部活動終了時18時30分には校地内から出ること。

【校内生活に関すること】

- (1) 部活動、委員会活動等に参加する場合は、持ち物を活動場所に持っていく。
- (2) 学校生活に必要な金銭、品物（あめ・ガム・スマートフォン・アクセサリ等）は持って来ない。事情により、持って来なければならないときには、朝のうちに必ず学級担任の先生に預ける。
- (3) 制汗剤を使用する場合は無臭とする。リップクリームを使用する場合は、無色、無臭とする。（グロスは禁止）

【校外生活に関すること】

- (1) 外泊は保護者同伴とする。
- (2) 外出の時間は午後7時までとする。午後7時過ぎの催し物の参加は、保護者同伴とする。
- (3) コンサート、映画等の鑑賞は、保護者同伴が望ましい。
- (4) カラオケ、インターネットカフェ等への出入りは保護者同伴とする。
- (5) ゲームセンターへの出入りは午後6時までとする。午後6時から午後10時においては保護者同伴であれば、この限りではない。
- (6) アルバイトをする時は、雇用先から証明申請書をもらい、保護者の承認を得て、学校の許可をもらう。
- (7) 午前授業で下校の場合は、午後3時まで家庭学習とし、外出しない。
- (8) インターネットやスマートフォン等を使用する場合には、トラブルにまき込まれないよう十分注意する。使用のマナーをしっかりと守る。

(令和5年4月1日 改正)

